

水質使用料に係る水質認定要領

1 趣旨

この要領は、千葉市下水道条例施行規則(昭和 38 年千葉市規則第 16 号。以下「規則」という。)第 9 条の 4 の規定による水質の認定につき必要な事項を定める。

2 水質の認定

(1) 水質関係資料の確認

規則第 9 条の 4 第 1 項に規定する届出等があった場合の他、使用者から水質に関し任意に提出された資料により、平均的な水質と認められる場合に限り認定することができる。

(2) 水質の算定方法

規則第 9 条の 4 第 2 項の規定による場合の水質の算定は、3 により実施した 2 日分の試料の分析結果を相加平均して行う。

(3) 認定

市長は、(1) 及び (2) による方法は、使用者と協議を行ったうえで水質の認定を行う。

(4) 通知

市長は、(1) 及び (2) により水質の認定を行ったときは、水質認定通知書(別記様式 1 号)により使用者に通知するものとする。

(5) 認定の見直し

ア 市長は、原則として毎年度 1 回、認定の見直しを行うものとする。ただし、事業場の操業状況等に変更が認められたときは、随時水質の測定を行い、現認定を変更することができる。

イ 市長は、認定の見直しに当たっては、事業場の操業状況等に変更がないと認められるときは、改めて水質の測定を行うことなく、現認定と同一内容で再度、認定を行うことができる。

3 水質の測定方法

規則第 9 条の 4 第 2 項の規定による水質の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 測定対象

測定は、規則第 9 条の 3 の表に定める排水量を超える事業場について行う。ただし、業種等から生活排水系のみで明らかに同表に定める水質を下回ると認められる場合は、この限りでない。

(2) 採水

ア 日時

規則第9条の4第2項の規定による採水は、事業場の責任者の立会いの下に、平均的な操業が行われているとき、1日5回以上、連続しない2日間において行うものとする。

イ 場所

原則として、公共下水道及び流域下水道に流入する直前の公共枡で行う。ただし、公共枡が複数設置されている場合は、それぞれの枡から採水する。

(3) 試料の作成

採水した汚水のそれぞれの排出量割合を求め、加重平均により混合したものを1日分として試料を作成する。

(4) 分析

分析項目及びその方法は次のとおりとする。

分析項目	分析方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)21 に該当する方法
化学的酸素要求量 (COD)	規格 17 に該当する方法
浮遊物質 (SS)	排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基づき、浮遊物質に係る検定方法として環境大臣が定める方法

4 施行期日

平成 15 年 10 月 1 日